

「私の SDGs 宣言プロジェクト」実施要領

「私の SDGs 宣言プロジェクト」とは、府民や府内企業・団体などあらゆるステークホルダーに SDGs を知ってもらい、具体的な行動につなげるために策定した「大阪 SDGs 行動憲章」の趣旨に沿って、自らが行う SDGs の達成に向けた行動を宣言するプロジェクトです。

皆さんから寄せられた宣言は、大阪府ホームページ等で広く府民に紹介することにより、オール大阪で SDGs の達成をめざす機運の醸成につなげていきます。

このプロジェクトにぜひご参加ください。詳しい参加方法等は次のとおりです。

1.参加要件

(1) 個人で参加する場合

下記の①～⑤までの全ての要件を満たす個人を対象とします。

- ① 「大阪 SDGs 行動憲章」の趣旨に賛同する方。
- ② SDGs の達成に向け、具体的な取組みを行っている方、又はこれから具体的行動を行おうと考えている方。
- ③ 大阪に在住又は通勤若しくは通学されている方や、大阪に愛着のある方。
- ④ アンケートへの回答等、本プロジェクトの推進に協力いただける方。
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する方ではないとともに公序良俗に反する方ではないこと。

(2) 企業や団体、プロジェクトなど組織で参加する場合

下記の①～⑤までの全ての要件を満たす企業や団体、プロジェクトなどの組織を対象とします。

- ① 「大阪 SDGs 行動憲章」の趣旨に賛同する組織。
- ② SDGs の達成に向け、具体的な取組みや積極的な発信を行っている組織、又はこれから行おうと考えている組織。
- ③ 大阪府内で活動を行っている組織、又は大阪府内のステークホルダーに対し活動を行っている組織（オンライン事業等含む）。
- ④ アンケートへの回答等、本プロジェクトの推進に協力いただける組織。
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する組織ではないとともに公序良俗に反する組織ではないこと。

2.参加方法

(1) プロジェクト開始

2021 年（令和 3 年）2 月 24 日（水曜日）

(2) 参加方法

参加の際は、原則、下記①又は②の方法をお願いします。

① 行政オンラインシステム

大阪府ホームページより行政オンラインシステムにアクセスいただき、必要事項を記入して参加してください。

＜大阪府ホームページ＞

https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sdgs/sdgs_osaka_kensyo.html

② X（旧 Twitter）

X（旧 Twitter）「大阪府 SDGs【公式】（@osakaprefSDGs）」アカウントをフォローし、指定のハッシュタグをつけて、ご自身の宣言をポストして参加してください。

＜X（旧 Twitter）「大阪府 SDGs【公式】（@osakaprefSDGs）」アカウント＞

<https://x.com/osakaprefSDGs>

指定ハッシュタグ：#私のSDGs宣言プロジェクト

③ 郵送・FAX

上記①又は②に寄り難い場合、郵送、FAX による参加が可能です。大阪府ホームページより、「私の SDGs 宣言プロジェクト」ページにアクセスいただき、参加用紙をダウンロードして「6.事務局」あてに提出して参加してください（別途大阪府が作成するチラシ等でも参加可能です）。

④ その他

大阪府が実施する講義、イベント等において、宣言を募集することがあります。その際は、本要項にあわせ、講義・イベント等の案内を確認の上、参加してください。

また、他の自治体、団体等の協力により、宣言を募集することがあります。その際は、本要項にあわせ、他の自治体・団体等の案内を確認の上、参加してください。

3.宣言の公表

(1) 上記の方法で参加された内容のうち、記載の「お名前（※）」及び「私の SDGs 宣言」、「関連するゴール」は、大阪府ホームページで公表させていただきます。また、大阪府が運用するソーシャルネットワークサービス（SNS）でも紹介させていただく場合があります。

参加いただいた宣言は、毎月末に締め、翌月末を目途にホームページに掲載いたします。

（例：4月1日に参加した場合は5月31日頃に掲載いたします。）

(2) 2（2）②の方法でポストされた内容、画像もしくは動画の他、アカウント情報（プロフィール写真・名前・ユーザー名等）は大阪府ホームページでも紹介させていただく場合があります。

(3) 以下の事象が生じた際は、公表の対象になりません。また、公表後に以下の事象が発覚した場合は事務局の判断で公表中の内容を削除します。（大阪府で削除処理できないものは除く）

・参加要件を満たさなくなったことが判明した場合

・申請内容に虚偽の内容が含まれることが判明した場合

(4) 公表に際しては、事務局で内容確認させていただく場合があります。

(※) ご記入いただいた「お名前」は、宣言内容と併せて大阪府ホームページ等で公表しますので、個人名（フルネームなど）での参加にはご注意ください。なお、個人で参加する場合は、愛称やニックネームをご記入いただいて構いません。企業・団体・プロジェクトなど組織で参加する場合は、企業名、団体名をご記入ください。

4.宣言として不適切なもの

参加いただいた内容について、次のいずれかに該当する場合には、宣言として不適切とみなし、大阪府ホームページ等での公表の対象とはしません。

- ・大阪 **SDGs** 行動憲章の趣旨に合致しないもの
(**SDGs** の達成に向けた取組みでないもの。特定企業や個人の広告を主目的としたもの など)
- ・第三者の権利（個人情報・著作権・肖像権など）を侵害する内容が含まれるもの
- ・法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ・政治性のあるもの
- ・宗教性のあるもの
- ・社会問題についての主義主張
- ・当該内容を、府が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- ・公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- ・青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ・消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの
- ・前各号に掲げるもののほか、掲載する内容として妥当でないと認められるもの

5.X（旧 Twitter）で参加する場合の留意点

X（旧 Twitter）で参加する場合においては、次の項目に留意してください。

- ・実施要領の内容に同意の上でポストしてください。ポストされた内容は、事務局で修正、変更、削除等ができませんので、ポスト前に十分確認をしてください。
 - ・公式アカウントのフォローを外さないようお願いいたします。
 - ・X（旧 Twitter）ではポストの設定を“公開”の状態でご投稿してください。
 - ・X（旧 Twitter）アカウントをお持ちでない方は、下記よりアカウントを作成いただけます。
アカウント作成にあたっては、X（旧 Twitter）の利用規約などをご確認ください。
- ※X（旧 Twitter）（<https://x.com/>）

6.事務局

大阪府 政策企画部 企画室連携課

〒540-8570 大阪府中央区大手前 2 丁目 1 番
FAX 06-6944-6619

7.附則

この要領は令和 3 年 2 月 24 日から施行する。

この要領は令和 4 年 6 月 10 日から施行する。

この要領は令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

この要領は令和 5 年 1 月 27 日から施行する。

この要領は令和 5 年 4 月 14 日から施行する。

この要領は令和 7 年 2 月 10 日から施行する。